

看護小規模多機能型居宅介護 契約書

◇重要事項説明書



医療法人真生会

看護小規模多機能型居宅介護 ころの家

重要事項説明書目次

1	事業所の概要	20	協力医療機関
2	主な設備	21	非常災害時の対策
3	理念	22	サービス利用にあたっての留意点
4	事業所の目的と運営方針	23	事故防止に関するお願い
5	事業実施地域、営業時間及び定員		
6	職員勤務の体制		
7	サービスと利用料金		
8	利用料のお支払い方法		
9	利用中止、変更、追加		
10	サービス計画		
11	短期利用居宅介護		
12	相談窓口、苦情窓口		
13	緊急時の対応		
14	秘密の保持と個人情報の保護		
15	虐待防止のための措置		
16	身体拘束の適正化の推進		
17	業務継続計画		
18	感染症の予防及びまん延防止のための措置		
19	運営推進会議の設置		

重要事項説明書

1 事業所の概要

法人	法人名	医療法人 真生会
	代表者名	理事長 真鍋 恭弘
	所在地・連絡先	富山県射水市下若 89 番地 10 0766-52-2156
事業者	事業所の種類	看護小規模多機能型居宅介護
	事業所名	看護小規模多機能型居宅介護 ころの家
	管理者	中井 ともこ
	所在地・連絡先	富山県射水市橋下条 1564 番地 0766-54-0717
	事業所開設日及び指定番号	令和 3 年 3 月 1 日 第 1691100430 号
	併設事業所施設等	真生会富山病院、真生会デンタルクリニック、 真生会訪問看護ステーションころ
サービス提供地域		富山県射水市全域

2 主な設備

宿泊室	個室 9 室(1室あたり 9.9 m ² 、1 室のみ 14.4 m ²)
食堂、居間、機能訓練室	76.5 m ²
トイレ	4 ヶ所(内 2 ヶ所全介助)
浴室	2 ヶ所(個浴浴槽 2、機械浴 1)
台所	1 ヶ所
多目的室	和室 2 室(地域交流等)

3 理念

- (1) 法人理念…仏法に説かれている自利利他の精神に基づいて、安心と満足の医療をめざします。
- (2) ミッション…住み慣れた地域で「幸せに暮らし続ける」を支援します。
- (3) ビジョン
 - その方の人生の物語をよく知り、心に寄り添い支えるケアに努めます。
 - 地域にひらかれた拠り所を目指します。
 - 心身ともに快適で幸せな職場環境を築いていきます。

4 事業所の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者が、住み慣れた地域において、可能な限りその人らしく幸せに暮らし続けられるよう療養の管理のもとで「通い」「訪問」「宿泊」等柔軟に組み合わせ家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるように地域住民との交流や地域活動の参加を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて「通い」「訪問」「宿泊」等を柔軟に組み合わせながら、サービスを提供します。
- ②看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、介護保険法並びに関係する厚生労働省の省令、告示、サービス事業の人員、設備及び運営などの基準に関する条例の主旨及び内容に従い居宅サービス計画、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練及び日常生活又は療養生活を支援します。
- ③事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④常に、提供したサービスの質の管理、評価、改善を行うこととします。

5 事業実施地域、営業時間及び定員

通常の実施地域	射水市全域
営業日	年中無休(事業所の都合で休日を設けることもあります)
サービス提供時間	通い 午前9時から午後4時まで 泊まり 午後4時から翌午前9時まで 訪問 午前9時から午後5時まで
登録定員	29名(通い18名、宿泊9名)

※通いや宿泊サービスの基本時間については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて柔軟に対応いたします。また上記の基本時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者に必要な場合は、基本時間以外の対応を行うことが出来ることとします。

6 職員勤務の体制

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名		管理業務
介護支援専門員	1名		サービス計画、利用者及び家族の相談・助言援助、関係機関との連絡調整
看護職員	2.5名以上		看護業務(訪問看護ステーション兼務)
介護職員	7名以上	5名以上	介護業務(通い、訪問、宿泊)
リハビリ職員		3名以上	リハビリテーション(病院、訪問看護ステーション兼務)
事務	1名以上		事務業務

7 サービスと利用料金

利用者に対しては以下のサービスを提供します。

- | |
|-----------------------|
| (1)介護保険の給付対象となるサービス |
| (2)介護保険の給付対象とならないサービス |

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

サービスについては利用料金の9割～7割が介護保険から給付され、1割～3割が利用者の自己負担になります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについてはご契約者と協議の上、居宅サービス計画に定めます。

《サービスの概要》

ア、通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や体調管理、療養上の世話、診療の補助、機能訓練などを提供します。

①食事

・食事提供及び利用者の状況に応じて食事介助をします。

②入浴

・入浴または清拭を行います。
・衣服を着脱、洗髪、洗身を利用者の状況に応じて介助します。

③排泄

・利用者の状況に応じて適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

・生活を重視した生活リハビリを基本として利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

⑤健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎

・基本的に、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

※通いサービス利用時等に急な時間延長となる場合については送迎サービスの対応ができないこともあります。

イ、訪問サービス

①自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や生活機能訓練、療養生活の援助を提供します。また利用者の状況に応じて電話での対応や安否確認を行う等、安心して生活ができるよう支援します。訪問には訪問介護サービスと訪問看護サービスがあります。

○訪問介護

介護福祉士又はヘルパーの資格を持った職員が、利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

○訪問看護

看護師が利用者の自宅にお伺いします。

主治医が看護サービスの必要性を認めた利用者に関し、訪問看護指示書に基づき、主治医との連携、調整を図りながら看護サービスを提供します。

看護師の提供内容

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・病状、障害の観察 | ・緩和ケア |
| ・入浴、清拭、洗髪などの清潔ケア | ・認知症の方の看護 |
| ・食事及び排泄などの日常生活の支援 | ・療養生活や介護方法の指導 |
| ・褥瘡予防、処置 | ・カテーテルの管理 |
| ・リハビリテーション | |
| ・その他医師の指示による医療処置 | |

②サービス実施のための必要備品などは一部実費をいただきます。

③訪問サービスの提供にあたって、次に該当することはしません。

利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受

ウ、宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄などの日常生活上の援助や体調管理、療養上の世話、診療の補助

生活機能訓練等を提供します。

《サービス利用料金》

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

ア、介護給付分

- ・料金に関しては、別紙の料金表をご参照ください。
- ・利用者の要介護度に応じたサービス利用料金からの介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(利用料金は利用者の要介護度に応じて異なります。)

①月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

②月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を示します。

「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

③利用者に提供する食事代及び宿泊費(部屋代)に係る費用は別途いただきます。

④介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ、加算

別紙の料金表をご参照ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービスは、別紙の料金表をご参照ください。

ア、食事の提供: 利用者に提供する食事に要する費用

イ、宿泊費(部屋代): 利用者に提供する宿泊に要する費用

ウ、おむつ代実費(ご自宅のおむつ持参可能)

エ、レクリエーション・クラブ活動材料費代など

オ、複写物の交付

サービス提供についての記録を閲覧できますが複写物を希望される場合、1枚につき10円を頂きます。

カ、理美容サービス: 実費

8 利用料のお支払い方法

(1) 真生会富山病院の窓口にてお支払いの場合

毎月1日から30日もしくは31日(月末)までの料金を合計し翌月20日前後に請求書を郵送致します。

請求書の到着後、1ヶ月以内に真生会富山病院の総合受付にてお支払いください。

お支払いの時に、領収書をお渡しいたします。

(2) 口座引き落としにてお支払いの場合 (毎月手数料が200円かかります。)

毎月1日から月末までの料金を合計し、翌月25日前後に請求書を郵送します。その際、引き落とし済みの領収証も同封します。

引き落としは翌々月の12日となります。12日が土日、祝日の時は、その翌日となります。

9 利用中止、変更、追加

(1) 看護小規模多機能型居宅介護は看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望などを勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

(2) 利用者、家族のご都合により、利用を中止または変更することができます。この場合には原則として前日までに事

業者にお申し出ください。

- (3) 7(1)の「介護保険の給付対象となるサービス」については、利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。ただし7(2)の「介護保険の給付対象とならないサービス」については、利用予定日の前日までに申し出がない場合、食事のキャンセルが間に合わないため、食事費用の料金をお支払い頂く場合があります。
- (4) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日を提示します。
- (5) 新型コロナ、インフルエンザ、ノロウイルスなど感染症が認められる場合は、サービスの提供が変更や中止になることがあります。(ご家族が感染症に罹患された場合、隔離できない状況の場合も該当します。)
- (6) 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止をすることがあり、その場合、ご家族にご連絡の上、適切に対応します。
- (7) ご利用中に体調が悪くなられた場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また必要に応じて速やかに主治医または協力機関の医師に連絡を取る等必要な処置を講じます。

10 サービス計画

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通いサービス」「訪問サービス」「宿泊サービス」を柔軟に組み合わせることにより地域での暮らしを支援するものです。
- (2) 事業者は利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

11 短期利用居宅介護

- (1) 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が、当事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護(以下「短期利用居宅介護」という。)を提供します。
- (2) 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めています。
- (3) 短期利用居宅介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、サービスを提供します。

12 相談窓口、苦情窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

看護小規模多機能型居宅介護 ころの家

所在地 富山県射水市橋下条 1564 番地

電話番号 0766-54-0717

担当者名 管理者 中井ともし

※担当者が不在の場合は、他の従業員が基本的な事項について対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎます。

- (2) 下記の公的機関においても苦情を申し出ることができます。

射水市福祉保健部介護保険課	所在地:射水市新開発 410 番地 1 電話番号:0766-51-6627 FAX番号:0766-51-6666
富山県国民健康保険団体連会 介護保険室	所在地:富山市下野字豆田 995 番地の 3 市町村会館内 電話番号:076-431-9833 FAX番号:076-431-9834
富山県福祉サービス運営適正 化委員会	所在地:富山市安住町 5 番地 21 号 富山県総合福祉会館 (サンシップとやま) 2 階 電話番号:076-432-3280 FAX番号:076-432-6532

13 緊急時の対応

サービス中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

14 秘密の保持と個人情報の保護

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保護について

事業者はサービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第 3 者には洩らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2)個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規程に関わらず、利用者及びご家族の以下のために必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。

- ①利用者に関わる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- ②介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- ③利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ④利用者の様態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

15 虐待防止のための措置

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員にも周知します。また、虐待防止のための指針の整備を行い、職員に対し研修を定期的 to 実施します。

16 身体拘束の適正化の推進

- (1)基本身体拘束は行わない方針ですが、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護する為の緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、必要最小限に努めます。最短期間に努めるためその際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を定期的に評価し記録していきます。
- (2)指針を整備し定期的に勉強会を開催します。

17 業務継続計画

事業所は感染症や非常災害の発生時において、訪問看護の提供を継続するために業務継続計画を策定します。

またその内容を周知するとともに、研修や訓練を定期的に行い、必要に応じて見直しを行います。

18 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- (1)職員は、体調確認を行い、設備及び備品等については、衛生的な管理に努めます。

また訪問終了時には、ご自宅にて手洗いをさせていただきます。

(2) 法人の感染対策委員会にて、指針を整備し、定期的に講習会を開催します。

19 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進会議を設置しています。会議は、おおむね2ヶ月に1回開催し、利用者、利用者の家族、民生委員、地域住民代表者、射水市職員、地域包括支援センター職員、当事業所について知見を有する人を構成メンバーとします。

20 協力医療機関

医療法人 真生会 真生会富山病院	富山県射水市下若 89 番地 10 0766-52-2156
医療法人 真生会 真生会デンタルクリニック	富山県射水市下若 89 番地 10 0766-52-6070
医療法人社団 樫の木会 大島くるみ病院	射水市大島北野 48 番地 0766-52-2580

21 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を少なくとも年2回は実施します。その内、年1回以上は総合訓練を実施します。
防火管理者	中井 ともこ
防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備(煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報いたします。) 消火器 非常通報装置

22 サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証等の確認をします。

(2) 他の利用者の迷惑になる騒音・他人を傷つける暴力行為等はお止めください。

(3) 施設利用にあたっての注意事項

① 面会時間

特に制限は設けておりませんが、早朝深夜等他の利用者の迷惑となる時間帯はご遠慮ください。

② 喫煙・火気

施設内・敷地内は全面禁煙です。火災の原因になるような火気はご使用にならないでください。

③ 金銭、貴重品の管理

施設内への持ち込みはご遠慮ください。紛失時の責任は負いかねますのでご了承ください。

④ 設備、器具の利用

ラジオ等の持ち込みは可能です。火気に関連する器具は持ち込み禁止です。

⑤ ペット

宿泊室の内 1 室はペット可の部屋としておりますので、ご希望時は事前にご相談ください。

⑥ 宗教活動等

信仰は自由ですが、他の利用者に迷惑がかからないようご配慮願います。

23 事故防止に関するお願い

当サービス事業所では、介護保険法令に基づいて、要介護状態の軽減や悪化防止、要介護状態の予防を目的として、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮したサービス計画に沿ってサービスを提供しております。また事故のない安全で快適なサービスを提供するために、医療安全委員会を設置し、介護の現場で起こりうる事故を予測し、利用者の危険度を評価しながら事故防止に努めております。しかしながら、高齢者は加齢や疾患により様々な機能低下や体調不良が重なり、事前に策を講じても防げない事故(不可抗力)が発生する可能性は否めません。具体的には以下のような危険(リスク)が考えられます。

予測される事故

【送迎について】

「通い」「宿泊」の送迎時の乗降の際は必ず付き添って行いますが、身体状況や周辺環境によっては転倒される危険も伴うこともあります。また送迎やドライブなど車を使う場合は常に安全を心掛けていますが交通事故に遭う可能性も考えられます。天候・道路の状況等により送迎時間が多少ずれることがあります。

【転倒・転落について】

入浴やトイレ使用時など歩行が不安定な方には必ず付き添い、移動や立ち上がり等必要に応じた介助をしています。また歩行時に見守りを行っておりますが、予期せぬ転倒の危険性は十分に考えられます。

また、めまい・発熱・下痢などの体調悪化時や認知症状の進行で予期せぬ動作をされる場合、さらに転倒の危険性が高くなり、確実に転倒や転落を防止するのは困難です。

【誤嚥・窒息について】

誤嚥予防として嚥下機能に応じた食事形態の調整に努めております。食事中は様子を観察し、異常の早期発見に努めておりますが、高齢者の嚥下機能は体調と共に変化することをご理解願います。

【徘徊や離施設について】

こころの家では、ご本人に合わせたサービスの提供と対応を行い、他の利用者との社会交流をはかって頂いております。しかし認知症の高齢者にとって急激な環境の変化は不安や焦燥感が大きく、予期せぬ行動(帰宅願望による離施設)を起こされる時がありますので危険防止のために、ドアや窓は施錠しています。

【リハビリテーション・レクリエーション】

身体機能を評価し、プログラムを立ててリハビリを実施しています。身体機能の維持・改善を目的として行っていますが、機器使用時や歩行訓練時には転倒や転落事故が起こる危険性があります。

【他の利用者とのトラブル】

身体・心理状況、環境(物的、人的)の観察を行い、利用者間の人間関係を把握し、居心地の良い環境づくりに努めておりますが、偶発的にトラブルが起きる場合もあります。また、お金やお菓子類を持参されないようお願いしておりますが持ってこられることもあり、利用者間の貸し借り、紛失などのトラブルが起きる場合もあります。

【感染症】

インフルエンザや食中毒、疥癬などの感染症に対してマニュアルに基づいた対策を行っております。明らかに感染症の診断を受けた方は集団感染を防止するために、こころの家の「通い」や「宿泊」を休んでいただく場合もありますのでご家族様のご理解、協力をよろしくお願い申し上げます。

【職員の体制】

職員は、人員基準に基づいて配置をしておりますが、夜勤帯は介護職 1 人での対応になります。(看護師 1 名は自宅待機)ご希望にそえない場合もありますのでご家族と相談をしながら対応させていただきたくします。

【訪問介護について】

ご自宅への訪問時、居室や寝室等の掃除でご自宅の掃除機等を使用させて頂くことがあります。その際に注意して取り扱いますが、その使用方法を事前に教えていただきますよう、お願いいたします。また、経年劣化に伴う故障も想定されます。この場合の修理等のご利用者様の負担となります。大掃除等(窓ふき、ワックスがけ、換気扇等)は

訪問時対応できないため、他の有償サービス等をご検討願います。訪問時間は、天候・道路の状況により多少ずれることがあります。

【職員に対するハラスメント行為について】

以下の行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合には、サービスの中止や契約を解除することもあります。

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) 職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

当事業所では、今後も職員教育や環境への評価を徹底し、事故防止と安全管理に努めてまいります。上記のように予期せぬ事故やどうしても回避できない事故の可能性について、利用者・ご家族のご理解を賜りたいと存じます。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業所 看護小規模多機能型居宅介護 ころの家

所在地 富山県射水市橋下条1564番地

説明者

私は、本書面により、事業者からのサービスについての重要事項説明を受けるとともにサービスの開始について同意いたします。

◆利用者氏名 _____

住所 _____

◆家族または代理人の氏名 _____

住所 _____

利用者との関係 _____